

税金 トレンド!

税金の「今」
がわかる!

ZEIKIN
TREND

e-Taxは更に利便性UP 複雑な税制改正に要注意

令和7年分所得税

確定申告のポイント



令和7年分所得税確定申告では、申告手続の電子化がさらに進んでいます。マイナポータルとの連携機能が強化され、スマートフォンだけで申告が完結する仕組みも拡充されており、これまで以上に手軽に申告できるようになりました。

一方で、令和7年分から適用される税制改正には注意が必要です。申告書様式の変更、住宅ローン控除の方式変更、通勤手当の非課税額引上げなど、実務上気を付けたい点がいくつかあります。

1 4人中3人はe-Taxで申告しています

① 令和6年分確定申告のe-Tax利用状況

所得税等の確定申告書の申告人員2,339万人のうち、e-Taxを利用して提出した方は1,732万人でした。約74% (4人中3人)の方がe-Taxで申告していたことになります。

また、ご自宅からe-Taxで申告した方の約半数はスマートフォンで申告しています。マイナポータル連携やアプリの使いやすさが利用拡大につながった要因の1つと思われます。

② 日本版記入済み確定申告書 (書かない確定申告書)

確定申告に必要なデータをマイナポータル経由で一括取得し、確定申告書の該当項目に自動入力する機能を「マイナポータル連携」といいます。この機能を利用すれば、ほとんどの項目が記入済みとなり、納税者の作業は大幅に軽減されます。

③ スマホ用電子証明書が拡充されました

マイナンバーカードをスマートフォンで利用できるサービスです。マイナポータルアプリからマイナンバーカードを使って端末に電子証明書を搭載することができます。

Android端末に加え、2025年6月24日からはiPhoneでも利用が可能になりました。iPhoneでは、Appleウォレットに追加して利用します。

ひとくち メモ



マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限が過ぎた場合、e-Taxの利用ができません。マイナンバーカードの有効期限は、カード発行から10回目の誕生日までですが、電子証明書の有効期限は、電子証明書の発行から5回目の誕生日までとなっています。電子証明書の更新手続きは、有効期限の3か月前から住所地の市町村窓口で行うことができます。

④ 申告書はコンビニで印刷できます

スマートフォンで申告書を提出した後、控えを印刷したい場合は、プリントサービスを利用してコンビニのマルチコピー機で印刷することができます。また、2025年10月からは、白紙の申告書・申請書・届出書等をコンビニのマルチコピー機で印刷するサービスも始まっています。

(注1) 利用できない店舗がありますので、国税庁ホームページでご確認ください。
(注2) 印刷にはコピー代がかかります。

マイナポータル連携の対象

収入関係	控除関係
- 給与所得の源泉徴収票※1 - 公的年金等の源泉徴収票 - 株式の特定口座年間取引報告書	- 医療費※2 - ふるさと納税 - 社会保険(国民年金保険料等)※2 - 生命保険・地震保険※2 - iDeCo - 住宅ローン控除関係 など

※1 自動入力の対象になるためには、お勤め先(給与等の支払者)が税務署にe-Tax等で給与所得の源泉徴収票を提出していること等の条件があります。

※2 事前にマイナポータルで代理人の登録を行うことにより、申告に含めることができるご家族の証明書を取得することができます。

